

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2019年 4 月25日
【会社名】	南海辰村建設株式会社
【英訳名】	Nankai Tatsumura Construction Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 口 野 繁
【本店の所在の場所】	大阪市浪速区難波中三丁目 5 番19号
【電話番号】	06-6644-7805（ダイヤルイン）
【事務連絡者氏名】	経理部長 坂 本 早 登 司
【最寄りの連絡場所】	大阪市浪速区難波中三丁目 5 番19号
【電話番号】	06-6644-7805（ダイヤルイン）
【事務連絡者氏名】	経理部長 坂 本 早 登 司
【縦覧に供する場所】	南海辰村建設株式会社 東京支店 （東京都中央区銀座五丁目15番 1 号） 南海辰村建設株式会社 横浜営業所 （神奈川県横浜市中区尾上町三丁目39番地） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

1【提出理由】

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

（１）当該事象の発生年月日

2019年4月25日（取締役会決議日）

（２）当該事象の内容

①訴訟損失引当金繰入額の計上

当社は、株式会社大覚（以下、「大覚」という。）より受注した分譲マンション「大津京ステーションプレイス」の請負代金の支払いを求めて、2010年1月7日付で大阪地方裁判所に請負代金請求訴訟を提起いたしました。一方、大覚は、本物件には重大な瑕疵が存在するとして、当社に対する損害賠償請求訴訟を提起し、両訴は併合審理されておりましたが、2013年2月26日に第一審判決の言い渡しがあり、当社の大覚に対する請負代金の請求に関して大部分が認められ、大覚の請求は棄却されました。その後、大覚は第一審判決を不服として2013年3月11日付で大阪高等裁判所に控訴を提起しておりましたが、2019年4月12日に大阪高等裁判所より、当社に対し損害賠償金13億56百万円及び第一審判決の仮執行宣言により大覚所有不動産を競売して受領した5億19百万円、並びにそれぞれに対する遅延損害金の支払いを命ずる判決が言い渡されました。

当社といたしましては、承服できない判決内容であり、2019年4月22日付で最高裁判所に上告受理申立を行いました。当社の主張は正当なものと確信しておりますが、一方で、財務健全性の観点から第二審判決に基づき合理的に算出した損失見込額2,664百万円を訴訟損失引当金繰入額として特別損失に計上いたします。

②完成工事補償引当金繰入額の計上

当社は、過年度の施工物件（中層建物1件）において瑕疵が判明したことから、補修見込額を瑕疵の状況に応じて合理的に算定し、完成工事補償引当金として計上しております。

今般、本件建物の調査・検証結果を踏まえ、新たに707百万円の追加引当が必要と算定されたため、当該金額を完成工事補償引当金繰入額として特別損失に計上いたします。

（３）当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該事象により、2019年3月期の個別決算及び連結決算において訴訟損失引当金繰入額2,664百万円、完成工事補償引当金繰入額707百万円を特別損失として計上いたします。

以 上